

○【阪口委員長】 すみません、お待たせしました。

それでは大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部改正についての案件について、事務局から説明をお願いします。

○【小山法人担当課長代理】 御説明いたします。

経済戦略局におきまして、所管する出資法人でございます公益財団法人大阪国際交流センターを外郭団体へ指定するに当たりまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項の市規則として制定しております大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則を改正することにつきまして、同条第5項の規定に基づき諮問いたしますので、御意見をいただきたいと考えております。

資料といたしましては、諮問書のほうを御覧いただきますでしょうか。

「記」以下のところですが、別紙3のほうに先ほども申し上げましたとおり、公益財団法人大阪国際交流センターを条例第2条第1項第1号に掲げる法人である外郭団体、すなわち、いわゆる1号外郭団体として条例施行規則別表第1に掲げるという改正を令和2年10月1日に行うことにつきましての諮問ということでございまして、別紙のほうに大きな項目で1、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項に掲げる事項ということで、こちらのほうがいわゆる指定基準のうちで、手法の妥当性に関する基準を満たしている状況を御説明している部分でございます。

大きな2のところ、指定基準規程第3条第1項第2号該当性のところが、いわゆる指定基準のうちの影響力の基準の該当している状況を説明している部分でございます。

3として、当該法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人または法人というのはございません。

この別紙の指定基準を満たしている状況の部分につきまして、詳細、所管所属のほうから御説明のほうをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたし

ます。

○【阪口委員長】 それでは、すみません、国際交流センターの外郭団体への指定について、所管所属から御説明をお願いします。

○【経済戦略局】 経済戦略局立地交流推進部長の鳥山でございます。それでは、座って御説明させていただきます。

本件、ただいま御説明ありましたように、公益財団法人大阪国際交流センターの外郭団体への指定に係る諮問でございます。

なお、本件につきましては、去る6月30日に開催されました外郭団体評価委員会におきまして、関連する協議を行っていただいております。本市職員でございます立地交流推進部長、これ、私でございますが、当該法人への理事受嘱について御協議させていただきまして、特段問題なしとの御意見を賜ったところでございます。その際に、外郭団体の指定も見据えた御説明をさせていただきましたので、そのときの説明と重複する部分もございますが、改めて御説明させていただきたいと思っております。

それでは、諮問書の別紙に沿って御説明申し上げます。

まず、1、要綱第6条第4項各号に掲げる事項から御説明申し上げます。

まず、(1)番の当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容についてでございます。記載のとおりでございますが、本市に居住する外国人住民を公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪を共につくる担い手という位置づけを行いまして、外国人住民のもたらす多様性を生かして、活力ある魅力あるまちづくりを目指すという、こういったビジョンの下に外国人住民が地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組、これを進めていくということを考えております。

また、(2)番の当該法人以外の法人その他の団体によっては、この施策を達成することが困難である理由についてでございます。実施することができる他の民間の主体は見だし難いということになるかと思っておりますが、この詳細について申し述べま

す。当該法人は、平成2年1月に当時の自治省から本市における地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として地域国際化協会の認定を受けたところでございます。主たる事業といたしましては、2つの柱があります。

1つ目、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業でございます。これは、外国人住民と市民が共に地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を見いだす多文化共生社会の実現に向けたまちづくりへの取組を進める事業でございます。

2つ目は、国際交流・協力の促進に資する事業でございます。これは、国籍や民族の異なる人々が世界的な視野を持ちながら互いの文化を認め合い、共に地域社会の一員として共生していくため、国際交流、協力の理解促進と市民レベルでの相互交流や文化理解の促進に向けた取組を進める事業でございます。

当該法人はこういった事業を主たる柱としながら、本市における唯一の地域国際化協会として、長年にわたって多文化共生社会の実現に向けた総合的な取組を継続実施している法人でございます。当該法人以外にこれらの取組を行っている団体は見いだすことができないところでございます。したがって、大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号アの（ア）に該当するものと考えるところでございます。

続きまして、（3）の（1）の施策を達成するために当該法人に求める役割についてでございます。アとイの2つでございます。

まず、アから説明します。日本人住民と外国人住民が、言語の違いに加え、異なる文化や生活習慣等を理解し、共に地域の担い手として認め合い、連携していくための次のような取組を本市からの交付金事業あるいは委託事業とは別に、自ら主体的に進めていくことといたします。1点目といたしまして、本市に居住する外国人住民が、地域社会の一員として安全・安心で快適に暮らしていく上での様々な課題やニーズを酌み取り、国や本市等の施策や制度を活用しながら、これらの課題やニーズに対応する支援等を行う取組でございます。2点目といたしましては、地域社会において国籍

や民族の異なる人々が互いの文化を認め、共に地域社会の一員として共生していくための交流や相互理解の促進の取組でございます。３点目といたしましては、これらの取組を地域社会自らが主体的に進めていくためのボランティアあるいは担い手の育成でございます。

次に、イに記載している事項でございますが、ただいま私が申し上げたアの取組及び本市からの交付金事業や委託事業を将来にわたって継続していくことができますよう、この間蓄積された専門性あるいはノウハウを着実に継承するとともに、法人自身の職員の知識あるいはスキルの向上を図ることを求めてまいりたいと考えております。

次に（４）番でございます。当該法人に（３）の役割を果たさせる上で、当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し、または代替する活動について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較して、より適切かつ効果的であるとする理由について御説明申し上げます。

まず、アからですけれども、当該法人が実施する本市の補完、代替活動の指導及び調整の必要性でございます。当該法人は、これまでは本市からの交付金事業や委託事業を実施することに事業運営の重点を置いてきており、（３）のアに記載しているような主体的な取組は十分には実施されているとは言えない状況でございます。その一方で、本市以外からの委託を受けて、本市以外の住民を対象とする事業も実施しているところでございます。これは、（３）のアに記載しているような主体的な取組を実施するよりも、交付金事業や委託事業を実施するほうが採算ベースに乗せることが容易であることから、経営判断として交付金事業や委託事業を優先して実施するという方針を取っているものと考えられます。こうした中で、当該法人が、本市の区域を活動対象とする地域国際化協会として、（３）のアに記載するような主体的な取組を実施していくようにするためには、当該法人に本市からの交付金事業や委託事業とは別に、本市における多文化共生社会の実現に向けた主体的な取組を、本市以外の者からの委

託事業に優先して実施するように事業経営の方向性を転換させていく必要がございます。そのためには、本市が積極的に当該法人の経営に参画して指導及び調整を行い、その事業活動の方針等をコントロールしていく必要があるものと考えております。

次にイの監理という手法の比較優位性についてでございます。本市が積極的に経営に参画して当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、外郭団体に指定することにより、当該法人の事業経営全般を監理することが最も効率的、効果的であるとと考えております。

さらに指定基準規程第3条第1項第2号の該当性についてでございます。イの非営利法人の場合、この（ア）に記載してありますように本市の財政的支援があること、（イ）に記載してありますようにBの職員派遣等によらず本市の職員が役員に就任していること、この両方の要件を満たしていることとなります。

（2）の理由に記載しておりますように、この2つの要件を当該法人が満たしているところでございます。（ア）の本市の財政支援につきましては、本市からの交付金支出による事業実施を行っている現状、また、（イ）の本市の役員が職員派遣によらない役員就任につきましては、令和2年7月15日に本市の立地交流推進部長が当該法人の理事に就任したこと、この2つのことから要件は充足しておるところでございます。

最後に、3番、当該出資法人に対する影響力が本市と同等以上であると考えられる個人または法人はございません。

説明としては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○【阪口委員長】      ありがとうございました。

それでは、委員各位から御質問、御意見お願いします。

○【清水委員】      1点だけよろしいですか。別紙の説明資料の1の（4）アのグラフの一番最後ですかね、ここでコントロールしていく理由として、本市以外の者からの委託事業に優先して、そういった3番に書いてるようなことを、多分収益性と

かを考えた場合に、大阪市の方のこの（３）番の施策も取り組んでもらいたいということだと思っんですが、本市以外の者からの委託事業っていうのは、実際のところ、過去そういった実績というのはあったんでしょうか。

○【経済戦略局】 お答えします。

本市以外からの委託事業でございますけども、実績としてはございます。例えば京都でございますノートルダム女学院高校という高校がございますけども、そういったところから英語講師のプログラム、こういうものを提供の依頼があり、提供しております。このプログラムに関しましては、たしか５月から１０月、１１月にかけて、都合８回にわたってシリーズもので実施したところでございますけれども、例えば今ワークショップ、こういったことについて多文化共生に関する理解を深めるというような、そういう授業を行っております。これ以外にも、他の中学からの授業の委託を受けているというふうなところもございます。以上でございます。

○【市口委員】 今の清水委員の質問と同じような質問なんですけども、本市以外の者からの委託を受けて行う事業というところは、ですから、今、想定されているのは、今おっしゃったように、例えば学校とかに対するそういう講座というか、講師派遣的なものを中心に考えておられたんですか、それとも、何かもっといろんなことを考えてるというか、想定されているということでしょうか。

○【経済戦略局】 今の御質問、将来的な財団に求める事業という理解でよろしいでしょうか。

○【市口委員】 今、現行やっている事業もそうですし、これからどういうことを事業として実施することを求めていくのかということも含めて教えていただければと思います。

○【経済戦略局】 私どもが求めておりますのは、財団のプログラムで多文化共生社会の真の実現っていうことでございます。これ、まだ意識が十分醸成されていないというふうに理解してますので、今申し上げたような他団体からの委託とか要請とい

うよりも、むしろ本市地域、地域国際化協会としての本市の地域の多文化共生理解の促進に資する事業ということを念頭に置いております。例えば地域のPTAであるとか、避難訓練であるとか、あるいは保護者会であるとか、そういった地域のイベントと連携することによって地域の課題として実現するのか、そういったプログラムが増えればいいというふうに考えております。今後、そういった実際のプログラムに関しては、財団とも相談してまいりたいと思っております。

○【市口委員】 要は地域のイベントであったとしても、地域の中に外国人の方が増え続けている現状があるんで、その中でどうしても外国人の方の交流というか、交流が、そういう機会が増えてくる中でそこをうまく、うまくという言い方、あれかもしれないけど、共生して、その外国人の方と地域がより共生していくための何か手助けをしていくと、そういうようなイメージを持っておられるということですかね。

○【経済戦略局】 はい、御指摘のとおりです。外国人の住民の方々は、大阪市内の5%を占めるまでになっておりますので、多文化理解の醸成、他の外国人の方々に対するリスペクト、そういうことは我々にとっては喫緊の課題として認識しておりますが、もちろん一定はできておるとは思うんですけども、そこが十分浸透していない、特に意識という意味で浸透していないというふうに認識しておりますので、今、先生御指摘がありましたように、そういった真に多文化理解ができる社会、そういったものができるような、地域に根差したイベントができればというふうに考えております。

○【市口委員】 分かりました。どうもありがとうございました。

○【水上委員】 すみません、同じところで申し訳ないんですが、あと1点確認させていただきたいのは、(4)のアの最後のパラグラフのところで、下から3行目事業経営の方向性を転換させていく必要があり、そのためには、本市が積極的に当該法人の経営に参画して指導及び調整し、その事業活動の方針等をコントロールしていく必要があるということが、これは一時的なものなのか、もう長期的にコントロールしていく必要があるというふうな話なのか、その辺りの認識について教えていただけれ

ば。

○【経済戦略局】　もちろん私ども、これは喫緊の課題であり、コアな、いわゆる基本的な課題であると認識しておりますので、すぐに解決するものではないですから、コントロールというのは一定期間必要であるというふうに考えております。ただ、将来的に何十年かたって、もしこの課題が解決した場合には、そういう監理というのは必要でなくなる可能性もあるかとは思いますが、ちょっと今のところは将来のことに関しては、そこまでは考えておりません。

○【阪口委員長】　皆さんね、（４）のアのところで、こういう理由でいいかどうかとか、未来はどうかとか、そういうところ当然気にして聞いているところなんですけど。ここに書かれていることだけでいうと、本市以外のほうを優先しちゃうからって、一言でいうと、優先しちゃう可能性あるからっていう、こういうことになっててね。必要なことやってもらえるかどうか分かんないからコントロールしていくっていう、こういう、ちょっと言い方を変えてしまうと、そう身も蓋もないようになってしまうんですけど。そこはそれでいいんですかね、いいんですかねっっちゃうのは、一応こういう考え方で考え出すということですよ。現実には先ほどノートルダム女学院か何かの例をおっしゃったけど、そこの、そこまで本市以外の者からの委託ってどんどん増えていくんやろか。そうすると、こういう危険が生じるぐらいまでね、危険と言ったらおかしいけど、そこは、今後はどんどん増えていく可能性があるっていうことを考えているわけですね。

○【経済戦略局】　いや、現状としましてはそれほど増えてるものではございません。比率的にもそんなにかと思っております。ただ、件数もさることながら、やはり我々、交付金事業だけでは十分に監理できないという考え方に立脚してますので、我々の交付金事業では足りない部分を自発的に、財団自らがそういった取組みをしてほしい。それに向けての本市の総合的な監理というのは必要であるというふうには認識してございます。

○【阪口委員長】 そのこの自発的な部分が足りない、監理しないと足りないっていう、おっしゃっているのは、ここに書かれてんのは、優先しちゃうからと書かれているわけだけど、それ以外の要因も何かお考えがあるんですか。

○【経済戦略局】 それ以外で。

○【阪口委員長】 本市以外の者を優先しちゃうから、ここでいう自主、自発的なことをね、言い方悪いけど、おろそかにしちゃうかもしれないと。だから、そのままじゃ駄目なんで監理しなきゃいけないんだと、こういうのが、まずこの書かれてる内容ですよね。今ちょっとおっしゃったのが、いや、交付金事業で委託事業だけでは足りないんだっていう大阪市から、そういう形で足りないんだっていう、まさに自発的にやっていく部分なんですけど、やっていく部分が足りないのは、やっぱりここで書かれてる理由があるからでうまくいかないかもしれないと、こういう。いや、それ以外の何か要因お考えなのか、何かコントロールしなきゃいけない要因をどんなふうにお考えなのか、ここに書かれてる以外のこと、何かお考えあるんかどうかを確認したかっただけ。

○【経済戦略局】 コントロールすべき一番論点としてはここに記載してるとおりでございます。書いてない部分でということで申し上げますと、今の説明の繰り返しになりますけども、総合的に監理していくっていうことが一つ大事ではないかというふうに認識しておりますので、そういった意味で、財団の求められる機能っていうのがこれからますます重要になってくると思いますので、我々、大阪市が積極的に参画することによって、そういった多文化共生社会の実現に向けた取組を促進させていきたいというのが大前提としてございます。

○【阪口委員長】 分かりました。よろしいですかね。

じゃあ、質疑っていうかな、自体は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○【阪口委員長】 答申の取りまとめ、これ諮問なんで答申なんですけど、その何

かあれですよ、何かこう総合的コントロールというずっとお考えなんですよ、そこはもう。しかし、今回出てる諮問は、そこは何か見え隠れするけど、形式にはこれなので、これが適であれば適と、こういう感じですかね。一応諮問はそれだからね。これ自体はいいんですかね。これ自体は、これだけなのという気持ちはあるけど、これ自体はいいと。そうであれば、問題ないものとしてするというかな、何かそんな感じの答申になるんでしょうけど。何でそんなにこだわるのかがよく見えないっていうかね、そこはどうしても残っているんだけどね。よろしいんですか、じゃあ、答申そのものはオーケーということで問題ないということで、ありがとうございました。以上でいいですかね。

じゃあ、本日予定している議題は以上ですので、これをもちまして本日の外郭団体評価委員会を終了します。ありがとうございました。

**閉会 午後14時55分**